

原材料に｢大阪エコ農産物｣を使用した

**加工食品にも認証マークが使えます！**

**どのような場合に使用申請できますか？**

**どのような加工食品に使用できますか？**

大阪エコ農産物認証マーク（以下、認証マーク）を使用できる加工食品（弁当、総菜は除く）は、次の全てを満たす必要があります。

①大阪エコ農産物（複数品目可）を原材料として使用していること

②大阪エコ農産物を使用する農産物については、100％大阪エコ農産物が使用されていること

③加工食品の原材料重量（水・食塩・糖類を除く）のうち、大阪エコ農産物以外の重量の割合が５％以下であること

次の場合、認証マークの使用申請ができます。

①大阪エコ農産物生産計画書を提出し、認証を受けている栽培責任者（以下、栽培責任者）が当該エコ農産物を使用して自ら加工食品を製造販売する場合　　　　　　　　　［申請者：栽培責任者］

②栽培責任者が当該大阪エコ農産物の加工を事業者に委託(※)して加工食品を製造・販売する場合　　［申請者：栽培責任者及び加工受託業者（※）委託先の事業者は大阪府内外を問いません ※両者から申請必要］

③大阪府内の加工事業者が大阪エコ農産物を仕入れて製造・販売する場合［申請者：加工販売事業者］

**認証マークは何に使用できますか？**

加工食品の製品パッケージへの貼付のほか、製品のＰＲチラシ、売場のＰＯＰ等での使用が考えられます。いずれも認証マークの使用申請時にデザイン（案）を示していただく必要があります。

1)認証マークにエコ農産物使用の説明が必要です

原材料に使用した大阪エコ農産物の説明を必ず認証マークに併記する

必要があります。（認証マークの使用デザイン(案)に反映させてください）

これは、消費者に正確な情報を伝えるとともに、当該加工食品がエコ認

証されたと誤認されないようにするのが目的です。

2)認証マークの使用規程（『大阪エコ農産物｢認証マーク｣の使用について』）を確認してください

**申請・使用にあたって注意することは？**

例）

大阪エコ農産物の

トマトを使用

**不適正な認証マークの使用例**



**大阪府のおすすめ！**

大阪エコ農産物

のトマトを使用

大阪エコ農産物

のトマトを使用

大阪エコ農産物

のトマトを使用

認証マークの縦横比や色を改変している

エコ農産物の説明文がない・文字が小さ過ぎる・認証マークから離れている

府が加工食品の品質保証や推薦しているかのような表現

認証マークの縦横比や色を改変している

府が加工食品の品質保証や推薦しているかのような表現

エコ農産物の説明文がない・文字が小さ過ぎる・認証マークから離れている

**大阪府のおすすめ！**

**１　申請から認証マークの使用開始まで**

仕入製造の場合

直接府に申請

自ら製造・製造委託の場合

協議会に申請(注4）

**①【申請者】申請書類等の準備・作成**

　・申請書類の必要箇所を記入（注2）

　・認証マークの使用デザイン案（注3)を作成

原材料の大阪エコ農産物生産計画の認証(注1)

（仕入製造の場合は仕入契約が成立していること）

②［協議会］申請書類の確認等

　・申請書類及び当該エコ農産物の栽培状況を確認

③［大阪府］申請書類等の審査・マークの使用許諾

　・必要に応じて、加工施設等の確認をします

　・許諾は協議会経由(仕入製造の場合は直接府から）でお知らせします。

（加工食品の製造・販売）

**④【使用者】使用実績報告書等の準備・作成**

　・報告書は製造終了後（製造終了が使用許諾日から１年を越える場合は、使用許諾日から１年後の日まで）に協議会へ（仕入製造の場合は直接府へ）提出してください。

　・報告書には製造・販売実績が確認できる書類等（例：製造・販売台帳、売上伝票、製品の写真など）を添付してください。

　　・報告書提出の求めに応じない場合は、次回の申請は認められません。

●申請から報告までのイメージ

(エコ生産計画の)

中止届

変更届

(注5)

：申請者(使用者)が必要に応じて行う手続き（中止・変更の届け出）

：申請者(使用者)が必ず行う手続き

(注4)申請内容を確認した結果、再検討や修正を指示する場合がありますので、時間的な余裕をもって申請をお願いします。

(注5)申請後に当該エコ農産物の生産計画等の中止や変更が生じた場合は、速やかに協議会に届け出てください。

(中止・変更の連絡)(注６)

(注1)申請にあたっては、生産計画の認証番号が必要です。仕入製造の場合は、契約書など仕入内容（エコ農産物の品目、数量、時期等）がわかる書面が必要です。

(注3)完成原稿である必要はありません（イメージ可）なお、食品表示等に関しては、本審査の対象ではありません。｢加工食品一括表示欄｣等は、申請者の責任において適正にしてください。

(注2)製造委託する場合は、委託先の事業者からも申請が必要です。

(注7)加工食品の製造中止、概ね20％を超える製造数量の変更など、認証マークの使用許諾内容に変更が生じた場合は、協議会（仕入製造の場合は直接府）へ変更届等を提出してください。

(注6)申請後に加工食品の製造中止、製造計画の変更が生じた場合は、速やかに府へ連絡してください。

**２　実績報告の時期・手続き**

認証マーク

使用中止届・

変更届

(注７)